

製品起因による事故ではないと判断した案件

該当事案無し

確認の結果、消費生活用製品に該当しなかった、重大製品事故でなかった又は報告義務者でなかった案件

	管理番号 事故発生日/報告受理日	製品名	事故内容	判断理由	備考
1	A201200548 平成24年9月15日(広島県) 平成24年10月26日	オーブントースター	(重傷1名) 当該製品で調理後、当該製品から食品を取り出したところ、食品が破裂し、顔に火傷を負った。	●当該事業者による被害者からの情報収集において、顔への火傷で、当該事故発生から1ヶ月後の時点で通院中であるとの情報を得て、治療期間が30日以上であると判断し、10日以内に重大製品事故の報告を消費者庁に行ったもの。しかしながら、その後、当該事業者が被害者から診断書を受領したところ、30日未満であったことが判明した。よって、重大製品事故の要件に該当しないため、対象外とした。	事業者が事故を認識したのは、平成24年10月16日
2	A201200591 平成24年10月5日(埼玉県) 平成24年11月8日	布団乾燥機	(火災) 当該製品を使用中、異臭がしたため確認すると、当該製品を焼損する火災が発生していた。	●当該事業者が消防に確認を行ったところ、調査中であるが、当該製品を使用中に本体の一部が熔融し焼損したとの情報を得て火災が発生したと判断し、10日以内に重大製品事故の報告を消費者庁に行ったもの。その後、消防と当該事業者による合同調査が行われ、その結果、当該製品及びホースの一部が熱で熔融していたが、出火の痕跡はなく、周辺被害もないことから、「火災」として認定されなかった。よって、重大製品事故の要件に該当しないため、対象外とした。	